厚生労働省・保険局国民健康保険課様

全国生活と健康を守る会連合会 会長代行 吉田 松雄

国の財政支援による国民健康保険料(税)の 減免実施についての要望書

厚生労働省労働省保険局国民健康保険課、総務省自治税務局市町村税課は、令和2年4月8日付で「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援について」とする事務連絡を都道府県国民健康保険主管課に行いました。

同事務連絡は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和 2 年 4 月 7 日閣議決定)において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。」とされたことを踏まえ、財政支援の対象となる保険料(税)の減免の取扱い等について示したものです。

「財政支援の対象となる保険料(税)の減免については、各保険者が条例又は規 約に基づき行うものであり、本事務連絡に基づく減免について現行の条例又は規 約に対応する規定がない場合は、条例又は規約を整備すること。」とされていま す。

市町村に、これから条例又は規約改正を行うことを求めた場合、減免等の実施が遅れることが推察されます。

そこで、下記の事項につき要望いたします。

【記】

- 1 本事務連絡による減免は、市町村条例・規約改正の「その他市長が認めたもの」等の規定に基づいて行えるようにしてください。
- 2 上記1のような条例・規約改正の必要がない方法を、速やかに全 国へ通知してください。
- 3 国民健康保険法 44 条による一部負担金の減免について、「恒常的 低所得者」も含めて、積極的に行うように市町村へ通知してくださ い。

- 1. 本事務連絡による減免は、市町村条例・規約改正の「その他市長が認めたもの」等の規定に基づいて行えるようにしてください。
- 2. 上記のような条例・規約改正の必要が無い方法を、速や かに全国へ通知してください。

(答)

市町村の条例解釈及び改正の要否については、各市町村に おいて判断いただくべきものと考えています。

3. 国民健康保険法第 44 条による一部負担金の減免について、「恒常的低所得者」も含めて、積極的に行うよう市町村へ通知してください。

(答)

医療保険制度では、医療を受けた人と受けない人との公平 や適切な受診を確保する観点から、一部負担金を求めていま す。

一部負担金の減免は、通常の一部負担金を支払うことが困難と認められた方に対して、各市町村が行うことができることとされており、引き続き市町村において適切に対応いただきたいと考えています。

(保険局国民健康保険課)